

## 包括議決基準 16

### 土砂災害特別警戒区域内に存在する建築物の移転における開発行為等について

標記について、次の各要件に該当するものは、あらかじめ開発審査会の議を経たものとして取扱い、これに基づき市長が許可をし、後日の開発審査会に報告するものとする。

#### (趣旨)

第1 この基準は、「都市計画法第34条第14号及び同法施行令第36条第1項第3号ホに関する判断基準」(以下「判断基準」という。)第6の規定に基づき、市街化調整区域における土砂災害特別警戒区域内に存在する建築物の移転に伴う開発行為及び建築行為(以下「開発行為等」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

#### (適用の範囲)

第2 この基準は、土砂災害特別警戒区域に指定された日の以前から区域内に存在する居室を有する建築物を除却し、区域外へ移転する目的で行う開発行為等に適用する。

#### (立地)

第3 申請に係る土地は、次のすべてに該当しなければならない。

- (1) 既存の建築物が存在する集落又はその周辺に存すること。
- (2) 道路、公園等の公共施設及び学校、上水道等の公益施設及びこれらの施設の計画に支障がないこと。
- (3) 判断基準第5に定める区域に存しないこと。

#### (予定建築物の用途)

第4 移転後の用途は従来のもので変わってはならず、かつ、予定地周辺において、人の健康又は生活環境に係る被害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

(予定建築物の規模)

第5 予定建築物及び敷地の面積は、従来に比し、著しい増加を伴うものであってはならない。

附則

(施行期日)

この基準は、平成28年6月1日から施行する。

土砂災害特別警戒区域内に存在する建築物の移転における  
開発行為等についての事務取扱運用基準

第1 基準第2の建築物の証明は、建築計画概要書、建物登記簿、固定資産評価証明書のいずれかにより行う。

附則

(適用年月日)

この基準は、平成28年6月1日から施行する。